

技能検定委員の選任基準 (随時2級)

都道府県協会は、職業能力開発促進法第86条の第1項の規定により、技能検定試験の実施に関する業務のうち、技能の程度の評価に係る事項、その他の技術的な事項については、技能検定委員に行わせなければならないこととされており、規則第74条の2第2項の規定により、技能検定に関し高い見識を有する者であって、当該検定職種について専門的な技能、技術又は学識経験を有する者で、次のいずれかに該当する者であること。

- 1 当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者であって、当該検定職種（作業）に関し15年以上の実務経験又は教育訓練の経験を有する者【技能系】
- 2 次のいずれかに該当する者であって、当該検定職種（作業）の特級、1級又は単一等級の技能検定に合格した者と同等以上の技能又は技術を有する者
 - (1)事業所等において、当該検定職種（作業）に関する管理部門、技術部門若しくは教育訓練部門の課長級以上の地位にある者又はこれらの地位にあった者【技術系】
 - (2)短期大学（高等専門学校及び旧専門学校を含む。）以上の学校、応用課程若しくは専門課程の高度職業訓練（旧養成訓練を含む。）、特定応用課程若しくは特定専門課程の高度職業訓練、長期課程又は短期養成課程若しくは長期養成課程の指導員訓練において、当該検定職種（作業）に関する学科を修めて卒業又は修了し、その後当該検定職種（作業）に関し10年以上の学識経験を有する者（学識経験には、学校、職業能力開発校（旧職業訓練校を含む。）、職業能力開発大学校等において教育・訓練を行った経験を含む。）【学識系】
- 3 上記1、2に掲げる者と同等以上の技能、技術又は学識経験を有する者

技能検定委員については、上記の要件のいずれかに該当する者を選任してください。また、中立的立場にある者とすることから、受検者の所属する企業（グループ会社・親族会社）の者は、選任の対象にはなりません。